



「遺贈寄付するとき、配慮が必要」というのは、どういうことですか。



相続人の「遺留分」と寄付を受取る側への配慮が必要です。

遺贈寄付とは、個人が自分の遺産を、遺言書を通じて特定の団体や慈善活動に寄付することをいいます。

近年、この遺贈寄付が個人の生前の意思を尊重する手段として注目されてきています。

この遺贈寄付をするには、個人が亡くなった後にその意思が実行されるため、生前に遺言書でその意向が明確に示されていることが必要になります。

具体的には、誰に、どの遺産を、どのように、また、どのくらい寄付をしたいかを遺言書に明確に記載しなければなりません。

例えば、遺贈寄付をする先としては、自分が卒業した学校や所属していた

会社等の団体、国内外の慈善組織や団体等が考えられ、遺贈寄付をする遺産には、現金や不動産、有価証券、さらには、美術品や宝石といった資産などが考えられます。

また、遺贈寄付での注意点としましては、遺言書作成時点で推定相続人がいる場合には、遺留分が発生するかどうかについてよく確認をし、相続人と揉めることがないように配慮することが必要です。

一方で、遺贈寄付を考えている寄付先が、そもそも遺贈寄付を受付けているのか、また、受付けている場合でも、その遺産自体をそのまま寄付を受けることができるのかどうかを事前にその団体等

を確認することも必要にもなります。

例えば、不動産の遺贈寄付の場合では、一般的には、不動産のまま受取ってもらえる可能性は低く、不動産を現金に換価してからではないと遺贈寄付を受付けしないという団体が多いのが実情です。

そのため、遺産の不動産を換価、遺贈寄付を実現できる、また、遺言が執行されるのはいつの将来のことか分からないので、長期間対応できる可能性が高い法人等で遺言執行者を受付けている組織に遺言執行者を依頼することも検討事項です。

遺贈寄付についても、お早めに行政書士等の専門家にご相談ください。

(行政書士兼FP 飯田 利治)

定期的に遺言相続セミナーを市民センター等で開催。
希望者の方には無料相続相談会も開催しています。
日時、内容等、下記の事務所にお問合せ下さい!



野田市山崎

行政書士 飯田法務経営事務所

いいだ とし はる
行政書士 飯田 利治

〒278-0022
野田市山崎 2635-7
H・MレジデンスA棟 315

電話：050-3748-0168

FAX：050-3588-8093

<https://tiidal68.jimdofree.com>



松戸市大谷口

行政書士半田事務所

はんだ なおこ
行政書士 半田 直子

〒270-0005
松戸市大谷口 265-1-409

電話：047-705-9088

FAX：047-705-9088

<https://handa-office.jimdofree.com>



松戸市馬橋

たかた行政書士事務所

たかた てつろう
行政書士 高田 哲朗

〒271-0051
松戸市馬橋 2422-1
ジュンパレス 305

電話：050-3743-5844

FAX：050-3457-7090

<https://office-takata.jp>



相続財産には生前贈与額を考慮するのですか？



考慮しなければならい場合があります。特に「特別受益」にご注意ください。

相続開始時に、生前贈与がどのように扱われるのか、ご心配なのですね。親から子供に対して援助した新居・車等の購入資金や事業のための資金、婚姻のために贈与した持参金や嫁入り道具など、一定範囲の生前贈与は「特別受益」といって、相続財産に含まれます。以下、相続財産に算入する生前贈与、つまり「特別受益」についてご説明していきます。

「特別受益」を相続財産に含めることを「持ち戻し」と呼ぶのですが、相続開始時の財産に「特別受益」を加算して、各相続人の相続分が計算されます。いつの時点からの「特別

受益」が対象となるのか、気になりますよね。実は過去に遡って期間無制限に「特別受益」は相続財産に加算されていきます。

過去の全ての「特別受益」を加算して欲しくない場合は、「持ち戻しなくてよい」と意思表示することで相続財産から除くことができます。これを「持ち戻し免除」と呼びます。

「意思表示する」という行為は、口頭でも良いのですが、証明することが難しいので、遺言書や贈与契約書に記載することが求められています。モメないためには、ぜひ公正証書で作成されることをお勧めします。

こうした「持ち戻し免除」の意思表示を行ったとしても、「遺留分」の計算時には、相続が開始される前から「10年以内」の「特別受益」が算定の基礎として加算されます。「遺留分」とは民法1042条1項の条文になりますが、簡単に言えば、兄弟姉妹を除く法定相続人に対して保障される最低限の相続財産取得分のことです。「遺留分」に満たない場合、「10年以内」の特別受益が相続財産に加算されてしまいます。

ご心配になっている生前贈与が「特別受益」に当たるかどうか、もし「特別受益」に当たるようなら「持ち戻し免除」の意思表示をするかどうか、その上で兄弟姉妹を除く法定相続人の「遺留分」を侵害していないかどうか、を検討する必要があります。

できるだけ早く専門家にご相談されてはいかがでしょうか。

(行政書士兼FP 高田 哲朗)

預金口座を整理したいけど、どうすればよいですか？



手続きは時間と気持ちに余裕があるときに行うことがお勧めです。

「預金口座の整理」のメリットとして①残高や取引の確認が容易になり管理がしやすい、②手数料等の節約ができる、③不正利用や詐欺のリスクが減少しセキュリティが向上する、④相続手続きにおける家族の負担が軽減される、⑤資産全体像を把握しやすくなり計画的な資産運用が可能になる、などがあげられます。手続きに多少なりとも手間がかかりますが利点の方が多いと考えられます。

以下の手順で進めるとよいでしょう。(1) 普通預金、定期預金、証券口座など所有している全ての口座の一覧を作成します。特にネット銀行等通帳がない

口座の見落としがないようにしましょう。また、口座の名義人や住所、連絡先などの変更がないかも確認します。(2) 各口座の使用目的(例えば生活費用、貯蓄用、資産運用用など)や残高を確認します。(3) どの口座を残すのかを検討します。複数の口座で引き落としが行われている場合口座をまとめられな

くなった時の凍結や銀行破綻のリスクなど考えると2~3の金融機関に分散したほうが安全と言えます。(4) 口座の解約は窓口で手続きをする必要があります。届出印、通帳、キャッシュカード、本人確認書類等が必要となりますが銀行により異なることもあるため、窓口に出向く前に金融機関のHPや電話で確認します。(5) 整理した口座情報はエンディングノートなどに記載して、家族と共有できるようにしておくとい

でしょう。必要な場合には代理人カードの作成も検討しましょう。ちなみに、2018年施行された「休眠預金等活用法」により10年以上使っておらず、名義人に連絡が取れない口座は「休眠口座」となり、民間公益活動に活用されることになりました。休眠口座となった後も引き出すことは可能ですが取引銀行に問い合わせる必要があります。

(行政書士 半田 直子)